

測量法施行規則の一部改正について

1. 改正の経緯

平成 29 年 3 月、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(規制改革推進会議行政手続部会)が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト(事業者の作業時間)を 20%削減するための基本計画を策定しており、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)に基づく測量業者の登録に係る手続きについても簡素化を実施することとされております。

これを受け、今般、測量法施行規則(昭和 24 年建設省令第 16 号)第 13 条及び第 14 条について、書類簡素化のため所要の改正を行いました。

2. 改正の概要

登録申請者又は測量業者が法人である場合においては、勘定科目を合計した項目を記載した一覧表形式の様式(財務事項一覧表)と、申請者が作成している会社法等に準拠した貸借対照表及び損益計算書の提出を求めるとし、株主資本等変動計算書及び注記表は廃止します。

提出書類	改正内容
財務事項一覧表	新設
貸借対照表・損益計算書	様式を廃止、申請者が作成している書類を提出
株主資本等変動計算書・注記表	廃止

3. 施行期日及び経過措置

(1) 施行

令和 2 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

令和 2 年 3 月 31 日までに決算期の到来した事業年度にかかる書類については、改正前の様式に基づいて作成することができます。